

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 運用指針の改正について（概要）

今回の地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針の改正のポイントは、以下のとおり。

○社会資本整備審議会※答申「明日香村における歴史的風土の保存の推進など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか。」（平成28年8月29日）を踏まえた改正

①次期計画作成プロセスの明確化

歴史まちづくりは継続して実施することが重要であるため、現行計画が終了した後、引き続き歴史的風致の維持向上に取り組む場合には、次期計画の認定申請が可能であることを追記

また、現行計画における取組の進捗状況や歴史的風致の状況などを評価し、次期計画作成の必要性を示すべきである旨を追記

・・・[3-1. ⑥次期歴史的風致維持向上計画の認定]

②次期計画作成にあたっての景観計画策定の原則要件化

景観施策の一層の充実を図るため、最初の計画終了後、次期計画の認定を受けようとする場合には、原則として、当該認定までに景観計画を策定すべきであることを追記

また、屋外広告物条例等屋外広告物法に基づく規制措置が既に行われている、あるいはこのような措置を行うことについて計画に位置付けることが重要である旨を追記

・・・[3-2. 認定基準②第2号基準]

③計画作成のポイント明示

歴史的風致維持向上計画の作成を一層促進するため、計画の構成例や歴史的風致の記載にあたってのチェックリストを追記

・・・[3-1. ③(3)歴史的風致維持向上計画に記載すべき事項について]

④官民連携による体制強化

歴史まちづくりのノウハウ共有・ネットワーク化を推進するため、歴史的風致維持向上協議会の構成員である「その他の市町村が必要と認める者」について、まちづくり関連団体や建築、不動産、造園等の専門家等が考えられる旨を追記

・・・[6-2. 構成員]

※社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会歴史的風土部会に「古都保存のあり方検討小委員会」を設置し、審議